

岡山県社会人クラブバドミントン連盟規約

第1章 名称および事務局

(名称)

第 1条 この連盟は、岡山県社会人クラブバドミントン連盟（以下「本連盟」という）と称する。

(事務局)

第 2条 本連盟の事務局は理事会の審議を経て選定する。

第2章 目的および事業

(目的)

第 3条 本連盟は岡山県のバドミントン競技愛好者の育成、発展とクラブバドミントンの親睦融和を図り、これらの中核機関として岡山県のバドミントン発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 各競技会の開催
- (2) 岡山県内クラブとの交流と情報収集
- (3) 競技の普及および指導
- (4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

第3章 組織

(組織)

第 5条 本連盟の目的に賛同する岡山県内のバドミントンクラブ（以下「クラブ連盟」という）をもって組織する。

第4章 登録

(登録)

第 6条 本連盟の加盟および登録については、岡山県内のバドミントンクラブ代表者から申請し、所定の手続きにより行なう。

② その手続き、登録費等については、別に定める「会員登録規程」による

第5章 機関

(機関)

第 7条 本連盟に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(事務局・専門部)

第 7条-1 本連盟の事業を遂行するために事務局・専門委員会を設置する。

② その具体的な内容について、別に定める「事務局・専門委員会規程」による

(総会)

第 8条 総会は年1回開催し、会長が招集する。また必要に応じて臨時総会を招集することができる。

② 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長、会計、会計監査で構成し、役員の三分の一以上の出席により成立する。ただし、出席できない役員は、他の役員に決

議事項について同意書を提出することにより、出席にかえることができる。

- ③ 総会の議事は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは副会長があたる。
- ④ 総会は次の事項を決議する。

- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員の選任
- (5) 加盟および脱退
- (6) その他本連盟の業務における重要事項

(理事会)

第 9 条 理事会は、必要に応じて招集する。

- ② 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長をもって構成し、構成員の三分の一以上の出席により成立する。出席できない構成員は、他の構成員に決議事項について同意書を提出することにより、出席にかえることができる。
- ③ 理事会は、総会の委任事項およびその他の事項の審議と執行を分掌する。

(決議の方法)

第 10 条 総会及び理事会の決議または承認は、出席者の過半数以上の賛成をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 6 章 役員

(役員)

第 11 条 本連盟は、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
理事	若干名
事務局長	1名
会計	1名
会計監査	1名

(会長の任務)

第 12 条 会長は本連盟を代表し、本連盟の運営を統轄する。

(副会長の任務)

第 13 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

(理事長の任務)

第 14 条 理事長は会長の指示を受け、本連盟の会務を執行する。

(副理事長の任務)

第 15 条 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。

(理事)

第 16 条 理事は本連盟加盟登録団体より選出された者のうち、総会により任命されたものにより構成され、本連盟の業務を処理する。

(事務局長)

第17条 事務局長は会長の命を受け、本連盟の会議の記録等の整備を行なう。

(会計)

第18条 会計は会長の命を受け、本連盟の会計に関する処理を行なう。

(会計監査)

第19条 会計監査は、本連盟の会計に関する監査を行なう。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は2年とし再選を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。増員役員についても同様とする。

第7章 経費および会計

(財源および経費)

第21条 本連盟運営のための財源ならびに経費は、加盟団体の分担金、登録費、寄付金、補助金およびその他の収入をもって行なう。

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第8章 雜則

(その他)

第23条 本連盟規約施行に必要な細則は、別にこれを定める。

(施行)

第24条 この規約は平成22年4月1日より施行する。

付 則 施行期日 2010年 4月 1日

改正期日 2018年 4月 1日

事務局・専門委員会規程

第1条 岡山県社会人クラブバドミントン連盟（以下「連盟」という）に、次の事務局・専門委員を置く。

- (1) 事務局
- (2) 総務委員会
- (3) 競技委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 広報委員会

第2条

事務局の構成は次による。

- (1) 事務委員長 1名
- 事務副委員長 若干名
- 事務委員 若干名

第3条 事務局は、下記の事項を処理する

- (1) 公益財団法人日本バドミントン協会、その他外部団体に関する事項
- (2) 各種事業に関する事項の調整およびまとめ
- (3) 一般会計、特別会計の予算、決算に関する事項
- (4) 経理に関する事項
- (5) 総会及び各役員会の開催並びに議事録の管理
- (6) その他各部に属さない事項

第4条 各委員会の構成は、次による。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 若干名

第5条 各委員会の委員長は、本会の役員及び役員が分担して任にあたる。

第6条 委員長は、専門委員会を代表し、その職務を遂行する。

第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときはその職務を代行する。

第8条 各委員会は委員長が会を招集し、その議長となる。

第9条 総務委員会は、下記の事項を処理する

- (1) 各種大会役員、競技役員の編成と招集、派遣依頼に関する事項
- (2) 各種大会監督会議資料作成と関連書会議の設定、取り仕切りに関する事項
- (4) 連盟規約、規定等の研究並びに改定に関する事項
- (5) その他各委員会に属さない事項
- (6) 各種競技会場の確保・設営

第10条 競技委員会は、下記の事項を処理する。

- (1) 競技会の企画、開催及び運営に関する事項
- (2) 競技規則、大会運営規則、ランキング基準等の研究および改定に関する事項
- (3) ランキングの決定に関する事項
- (4) 選手に関する事項
- (5) 競技結果等の報道機関及び総務委員会への連絡に関する事項
- (6) 競技記録、ランキング記録、賞杯などの管理保存
- (7) 用器具の管理・調達
- (8) 新たな大会の創設に関する事項
- (9) 各種大会結果（成績）の管理に関する事項
- (10) 各種表彰への対応に関する事項
- (11) その他競技会に関する事項

第11条 審判委員会は、下記の事項を処理する。

- (1) 審判員組織の強化に関する事項
- (2) 公認審判員の養成に関する事項
- (3) 公認審判員の資格に関する事項
- (4) 審判講習会の開催に関する事項
- (5) 審判技術の調査研究および資料の収集保管に関する事項
- (6) その他審判に関する事項

第12条 広報委員会は、下記の事項を処理する。

- (1) 新聞・機関紙の発行に関する事項
- (2) 競技大会における他への協賛広告の依頼
- (3) ホームページへの大会要項の掲載
- (4) 全国（全県）への広報活動
- (5) その他広報に関する事項

第13条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

2 補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 本規程の改定は、総会の議決による。

附 則

本規程は2019年 4月 1日より施行する。

本規程は2024年 3月 20日より改正する。

改正内容 第9条(3)、(5)項を、第10条(9)、(10)項へ移行

第10条(8)項を、第9条(6)項へ移行

会員登録規程

第1条 本連盟の会員登録費は次のとおりとする。なお、本連盟役員は会員登録をしなければならない。

①個人登録料

- | | |
|----------|------|
| (1) 一般 | 500円 |
| (2) 大学生 | 500円 |
| (3) 高校生 | 300円 |
| (4) 中学生 | 200円 |
| (5) 小学生 | 100円 |
| (6) 県外選手 | 500円 |

②団体登録料

- (1) 一団体につき 2,000円

第2条 本連盟の会員登録は、個人登録及び団体登録とする。

第3条 本連盟の会員登録は、本連盟の定める登録申請書に、所属クラブ、氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号を記入し、登録しなければならない。

第4条 登録手続きは、本連盟担当者が行い、登録するものとする。

第5条 本連盟への登録は、年度途中いつでも登録できる。

第6条 登録有効期間は1年間である。途中登録についてもその年度のみ有効とする。

第7条 会員登録後に移動があった場合は、直ちに届け出なければならない。

第8条 本連盟に会員登録しなければ、連盟競技会に出場できないものとする。

第9条 本規程の改正は、総会の議決による。

附 則

本規程は2019年 4月 1日より施行する。

改正 2024年 3月 20日より改正する。

第1条 ②団体登録料（ただし団体10名迄とする）を削除

第5条 条文から、「毎年6月末までを原則とするが、」を削除

旅 費 規 程

第1条 本連盟事業遂行のため旅行する役員の旅費支給について定める

第2条 旅費の支給は、交通費および日当、宿泊費とし、次の通り区分し支給する。

(1) 県内の交通費および日当

市内 500円、市外 1,000円

日当は一律 1,000円とする。ただし半日の場合は 500円とする。

(2) 日当に関する細則

①他連盟の会議に出席する場合の日当について、他連盟から日当が支給されると時は、当連

盟から日当は支給しない。

②大会組み合わせ会議の日当は 1,000円とする。

③会場手配（岡山市浦安体育館等）時の日当は 500円とする。

④役員会議の日当は 1,000円とする。

⑤大会中の本部手伝者に対する日当は 1,000円とする。ただし、選手として大会に出場
している者については半額の 500円とする。

(2) 県外の交通費および日当

日当 2,000円と旅費実費を支給する

(3) 宿泊費は、一泊 10,000円支給する。

第3条 本規程の適用にあたり、下記制約を受ける。

(1) 他の期間（団体）から支給されるときは適用しない。

(2) 主管団体が要請した出席者は、陽性者負担とする。

(3) 選手・監督を兼ねるときは交通費を支給しない。

第4条 本規程の改定は、総会の決議による。

附 則

本規程は、2019年 4月 1日より施行する。

本規程は、2024年 3月 20日より改正する。

第2条 (2) 日当に関する細則を新設

その他提案事項

全国大会（岡山県主催）においては、

この旅費規程を準用せず、別会計として会計は実施すべき。

その際、審判員等に支給する日当は県協会に合わせ 2,000円/1日・人とし、

さらに、駐車場料金として 500円/1日・人+弁当を支給する。

2024年3月20日 新設

慶弔規程

第1条 本連盟は、本連盟役員もしくは、役員の親族等が死亡した場合の慶弔について定める。

第2条 本連盟役員が逝去したときは、次の通りとする。

- (1)弔慰金 30,000円
- (2)供花 会長名の1基
- (3)弔電 会長名・役員一同の2通

第3条 本連盟役員の父母、子女、配偶者が逝去したとき、また、役員が喪主を務める時は次の通りとする。

供花 会長名の1基

第4条 本規程の連盟役員とは、規約第1条1条の役員とする。

第5条 本規程の改定は、総会の議決による

附 則

本規程は2019年4月1日より施行する。

競技会会費および競技規程

第1条 本連盟が開催する競技会における会費について次により定める。

(1) 個人戦

ダブルス 一人800円

シングルス 一人800円

(2) 団体戦 一団体9,000円

第2条 出場を予定していた個人または団体が、不慮の都合により出場できない場合、その会費は徴収しない。

ただし、代替選手または団体が出場することとなった場合は徴収する。

第3条 連盟が提供するシャトルは、1個400円（税込み）とする。

第4条 競技がリーグ戦の場合で、選手のケガ・都合等によって競技の続行が不可能となった場合

対戦相手の了承および連盟が代替え選手の出場を認めた場合、その戦績を問わず、代替選手側を没収試合（棄権）として扱う。

附 則

本規程は2019年 4月 1日より施行する。

本規程は2024年 3月 20日より改正する。

第3条 シャトル価格改正

事務手数料支給規程

第1条 本連盟の事務処理に係る者に対して次の金額を支給する。

(1) 会計担当者・・・ 10,000円/1人・年間

(2) 事務処理担当者・・・ 10,000円/1人・年間

第2条 本連盟は第1条の定める金額を年度末に対象者に支給する。

附 則

本規程は2024年 3月20日より施行する。